My Health no.76 2013 spring
2013年5月22日発行

発行／日本アイ・ビー・エム健康保険組合
〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
リバーサイド読売ビル（社内郵便番号）HZD-YY1
代表電話／03-5614-6441
URL／http://www.ibmjapankenpo.jp/
発行責任者／小玉 道雄
編集責任者／石黒 隆
編集協力・デザイン／㈱法研

健保掲示板

4月から 交通事故の際の届出手続き 被害者の負担が軽減

know!

■任意保険会社が書類の作成・提出をサポート

健保組合加入者が交通事故（業務上または通勤時の交通事故は除く）の被害に遭い、健康保険証を提示して医療機関にかかる際は、健保組合へ「第三者行為による傷病届」等のすみやかな提出が必要です。従来は、これらの書類の作成・提出を原則被害者自身で行っていたため、被害者の負担となっていました。

この４月からは、※相手側または自分が示談代行サービスの附帯された任意保険に加入している場合、担当する損害保険会社がその届出書類の作成・提出を支援することになりました。そのため、被害者は作成された書類の内容を確認して署名・捺印するだけで済み、事務負担が軽減されます。

※原則として加害者が加入する任意保険会社が届出書類の作成・提出のサポートを行いますが、被害者のみ加入している場合には、被害者の任意保険会社が行います。

☆**双方とも任意保険に加入していない場合には、従来どおり被害者ご自身での手続きとなります。**

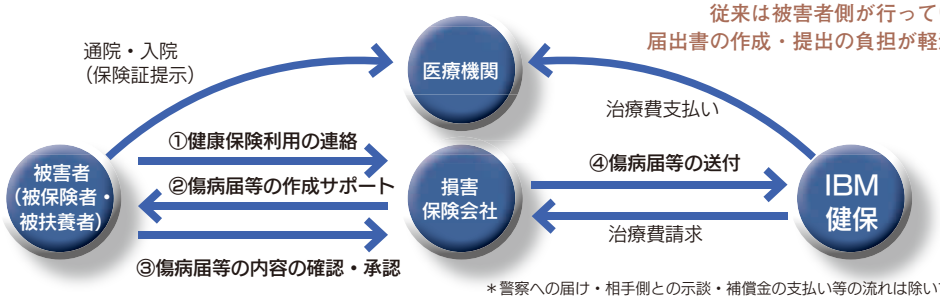

＊警察への届け・相手側との示談・補償金の支払い等の流れは除いています。

- 自動車事故による治療費等は、本来加害者が負担すべきものです。そのため、健康保険で治療した場合は、健保組合が一時立て替えて医療機関に支払い、後日、被害者に代わって加害者（保険会社など）に請求することになります。
- 「示談」については、後遺障害や治療費請求等の問題がありますので、慎重にすすめてください。健康保険で治療を受けた時は、示談の前に必ず健保組合に連絡してください。
- 勤務中・通勤途中の事故による治療には健康保険が使えません。この場合は労災保険（労働者災害補償保険）で治療を受けることになりますので、勤務先の担当窓口または勤務地の事業所を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

5月から 整（接）骨院などのかかり方が一部変わります

整骨院・接骨院にかかるときに保険証が使えるケースは、急性の打撲や捻挫などごく限られていますが、さらに適正なかかり方を進める目的で、このたび柔道整復療養費に関する規定が一部変わりました。その主なものをご紹介します。

■支給申請書※の運用に関する変更点

※施術者が施術内容等を記入し、患者の自己負担以外の費用を健保組合に請求する際の「柔道整復施術療養費支給申請書」。施術後に、患者がその内容を確認して、自筆で被保険者名等を記入する必要があります。

- 回数の多い施術が３カ月を超えて行われる場合、その経過や理由を記した文書を支給申請書に添付することが施術者（整骨院・接骨院）に義務づけられました。
- 患者が記入する欄に施術者が代理記入する場合は、患者が利き手を負傷している等の「やむを得ない理由」のあるケースに限られます。
- 住所欄に、患者が郵便番号、電話番号も記入することになりました。

■主な柔道整復療養費※の改定

※医療の場合の診療報酬に相当する公定価格。

- 多部位施術を減らすため、３部位目の施術料が引き下げられました。

基準料金の７割➡６割	

- 初期段階での施術の充実を図るため、初検料等が引き上げられました。

初検料	1,240円➡1,335円
再検料	270円➡295円
施療料（打撲・捻挫）	740円➡760円

★ 編 集 後 記 ★

IBMグループ各社の新入社員のみなさん、入社おめでとうございます。今号では、みなさんの健康保険料がどのように決まり、どのように利用されるのか、また疾病予防に重点をおいた保健事業の推進など、新入社員のみなさんにもぜひご理解いただきたい内容を掲載いたしました。今年度も本誌「My Health」を通じ、健康づくりや健康保険に関するさまざまな情報をわかりやすくお伝えしてまいります。ご愛読をよろしくお願いいたします。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで